

公 表

第 56 回技能五輪全国大会「機械組立て」職種

寸法に関する普通公差（JIS B 0405-1991 より抜粋）

注)「機械組立て」職種では普通公差として下表に示す公差等級 f (精級)を適用します。

注) 加工部品（部品 01-01～01-08）における普通公差は、下表に示す公差等級 f (精級)は適用せず、基準寸法 ± 0.4 が適用されます。

付表 1 面取り部分を除く長さ寸法に対する許容差

単位：mm

公差等級		基準寸法の区分				
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え 30 以下	30 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下
		許容差				
f	精級	± 0.05	± 0.05	± 0.1	± 0.15	± 0.2
m	中級	± 0.1	± 0.1	± 0.2	± 0.3	± 0.5
c	粗級	± 0.2	± 0.3	± 0.5	± 0.8	± 1.2
v	極粗級	—	± 0.5	± 1	± 1.5	± 2.5

注⁽¹⁾ 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 2 面取り部分の長さ寸法（かどの丸みおよびかどの面取り寸法）に対する許容差

単位：mm

公差等級		基準寸法の区分		
記号	説明	0.5 ⁽¹⁾ 以上 3 以下	3 を越え 6 以下	6 を越え るもの
		許容差		
f	精級	± 0.2	± 0.5	± 1
m	中級			
c	粗級	± 0.4	± 1	± 2
v	極粗級			

注⁽¹⁾ 0.5mm 未満の基準寸法に対しては、その基準寸法に続けて許容差を個々に指示する。

付表 3 角度寸法の許容差

公差等級		対象とする角度の短いほうの辺の長さ(単位：mm)の区分				
記号	説明	10 以下	10 を越え 50 以下	50 を越え 120 以下	120 を越え 400 以下	400 を越え るもの
		許容差				
f	精級	$\pm 1^{\circ}$	$\pm 30'$	$\pm 20'$	$\pm 10'$	$\pm 5'$
m	中級					
c	粗級	$\pm 1^{\circ} 30'$	$\pm 1^{\circ}$	$\pm 30'$	$\pm 15'$	$\pm 10'$
v	極粗級	$\pm 3^{\circ}$	$\pm 2^{\circ}$	$\pm 1^{\circ}$	$\pm 30'$	$\pm 20'$